新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則をここに公布する。

令和2年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第49号

新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給規則

(目的)

第1条 この規則は、融資機関が認定中小企業者に対して行う新型コロナウイルス感染症対応資金の融通を円滑にするため、県が 融資機関に当該資金に係る利子補給(以下「利子補給」という。)を行うことにより、事業活動に支障を生じている中小企業者 の経営の早期安定化を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 認定中小企業者 県内に事業所を有する中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に係る次のいずれかの認定を受けたものをいう
    - ア 法第2条第5項第4号の規定に該当することについての認定
    - イ 法第2条第5項第5号の規定に該当することについての認定
    - ウ 法第2条第6項の認定
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対応資金 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業活動 に支障を生じている認定中小企業者の経営の早期安定化を図るため、経営に必要な経費として融資機関が認定中小企業者に対して貸し付ける資金をいう。
  - (3) 融資機関 県内に本店又は支店を有する銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会並びに県内に住所を有する農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号に掲げる事業を行う 農業協同組合をいう。

(利子補給の対象及び利子補給率)

- 第3条 利子補給は、次に掲げる貸付条件を満たす新型コロナウイルス感染症対応資金を貸し付ける場合に行うものとする。
  - (1) 貸付限度額 4,000万円
  - (2) 貸付利率 年1.4パーセント以内
  - (3) 償還期限 10年以内(5年以内の据置期間を含む。)
  - (4) 償還方法 元本均等償還
  - (5) 信用保証 岩手県信用保証協会により債務保証(法第3条第1項に規定する普通保険又は法第3条の2第1項に規定する 無担保保険の対象となるものに限る。)がされていること。
  - (6) 利息 第6条に規定する利子補給期間においては、認定中小企業者に対して新型コロナウイルス感染症対応資金に係る利息を付さないこと。
- 2 利子補給率は、年1.4パーセント以内とする。

(利子補給契約)

第4条 利子補給についての契約は、知事と融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給する額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日まで の各期間における新型コロナウイルス感染症対応資金につき、融資機関と認定中小企業者との間に締結した契約に基づき貸し付 けられた新型コロナウイルス感染症対応資金の残高について、第3条第2項に規定する利子補給率の割合で前条に規定する利子 補給契約書に定める方法により計算した額の合計額とする。

(利子補給期間)

第6条 第4条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする期間は、新型コロナウイルス感染症対応資金の貸付けの日から起 算して3年以内とする。

(利子補給の承認申請)

第7条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、別に定める様式による新型 コロナウイルス感染症対応資金利子補給承認申請書に別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(利子補給の承認)

第8条 知事は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めたときは、別に定める様式による新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。

(利子補給の打切り等)

- 第9条 知事は、新型コロナウイルス感染症対応資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給を打ち切ることがある。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対応資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。
  - (3) 利子補給期間中に貸付けの対象となる事業を中止し、又は廃止したとき。
- 2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由によりこの規則又は第4条の規定による契約に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(報告の徴収等)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、利子補給に係る新型コロナウイルス感染症対応資金の貸付けに 関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年5月1日以後に貸し付けられた新型コロナウイルス感染症対応資金から適用する
- 2 令和2年5月1日から同年6月17日までの間における第3条第1項第1号の規定の適用については、同号中「4,000万円」と あるのは、「3,000万円」とする。